

Q-5-①

路地状（路地状部分の幅員が4 m未満）の敷地に建物を計画しています。非常用出入口の設置についての注意点を教えてください。

A-5-①

次の全てに該当する場合、非常用出入口等を設置できます。

- ①道路から非常用出入口までの延長が20 m以下
- ②路地状部分の幅員が2 m以上
- ③地階を除く階数が3
- ④特殊建築物の用途に供するものでないこと
- ⑤非常用出入口等（付随するバルコニーを含む）が、道路から直接確認（視認）でき、消防活動上支障がない位置に設置されていること  
（敷地が接している道路のどこから見ても、非常用出入口を有するバルコニーが直接確認できる必要があります。）

「福岡市確認申請の手引き」 【2. 単体規定編—24 非常用の出入口の設置規定における路地状敷地の取扱い】をご参照ください。